

基発第 0511001 号

平成 19 年 5 月 11 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

最低賃金の周知徹底について

平成 19 年 2 月 15 日に取りまとめられた「成長力底上げ戦略(基本構想)」においては、「中小企業底上げ戦略」の一環として「最低賃金の周知徹底」が盛り込まれ、「最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化」及び「最低賃金の国民への広報の推進」が直ちにに取り組むべき施策とされているところである。

ついては、下記により、全国一斉に、最低賃金の履行確保を図るための監督及び最低賃金の周知広報を行うこととしたので、遺憾なきを期されたい。

記

1 目的

最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、パート、アルバイトが増加するなど就業形態の多様化が進展する中で、最低賃金の履行を確保することが極めて重要となっている。

このため、労働基準行政としては、「成長力底上げ戦略」に盛り込まれている「最低賃金の周知徹底」について直ちにに取り組むこととする。

2 一斉監督の実施について

(1) 実施時期

平成 19 年 6 月 1 日(金)から 29 日(金)までの間に実施すること。

(2) 監督指導実施件数

実施件数は、全国で約 10, 000 件であり、各局においては、別途連絡するところにより実施すること。

(3) 対象事業場等

最低賃金に問題があると考えられる地域、業種、事業場を選定して実施すること。

3 周知広報の実施について

(1) 実施時期

一斉監督の実施に合わせて 6 月に集中的に周知広報を実施すること。

(2) 関係行政機関、関係団体に対する協力依頼

最低賃金の遵守に関し、管内の地方公共団体等の関係行政機関及び使用者団体等に対して、例えば広報誌紙、会報等への掲載依頼を行うとともに、業界団体に対してはその業界を所管する国の機関の地方支分部局等と連携して周知を行うなど、周知広報について協力を要請すること。

なお、本省においても、国の関係機関、都道府県に対して、最低賃金の遵守に関する周知広報についての協力を依頼することとしているので申し添える。

(3) 広報活動

広報活動については、懸垂幕及びリーフレット等別途送付する資料の有効活用を図るとともに、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアによる広報、ホームページ掲載による広報等、様々な創意工夫を凝らして取り組むこと。

なお、厚生労働省ホームページのトップページから直接最低賃金のページへアクセスできるようにしたことから、その活用を図るとともに、都道府県労働局のホームページについても、効果的な周知広報に資するよう充実を図ること。